

移住・定住に関する補助・支援制度



移住・定住に関する補助・支援制度の一部を紹介しています。
各制度の詳細につきましては、記載の問合せ先にご相談ください。
(予算の範囲内で補助金を交付するため、予算がなくなり次第、受付を終了します。
そのため、補助金の交付を受けられない場合もありますので、ご注意下さい。)

- 家財道具の片付け**
空き家にある家財道具の運搬・処分に要する費用の一部を補助します。

制度名	空き家情報バンク登録促進事業補助金	補助金額	空き家の片付けに要する費用の10分の8(上限20万円)
対象	・空き家情報バンク登録物件又は登録予定の物件 ・空き家情報バンクの貯貸物件・売買物件	問合せ先	地域支援課(0565-34-6629)または各支所
申請者	空き家の所有者又は空き家の借受人・購入者	※所有者の方が利用される場合は、物件登録時にご相談ください。 ※再登録物件は対象外です。	

- 空き家のリフォーム**
空き家情報バンクにより、賃貸借又は売買契約が成立した空き家に対して、改修に必要な経費の一部を補助します。

制度名	山村地域等空き家再生事業補助金	補助金額	改修費の10分の8 (上限100万円※ただし、市外からの移住者は150万円)
対象	空き家情報バンクの貯貸物件・売買物件	問合せ先	地域支援課(0565-34-6629)または各支所
申請者	空き家の所有者又は空き家の借受人・購入者	※3と併用して利用することはできません。 ※賃貸又は売買の契約日から1年内に申請してください。	

- 田舎で家を買う**
豊田市の山村地域等に地域活動への参加を前提に定住するための住宅を取得した場合に、住宅取得に要する費用の一部を補助します。

制度名	山村地域等定住応援補助金	補助金額	住宅取得費の10分の1、土地取得費の10分の1 (上限額それぞれ50万円)
対象	豊田市山村地域等での新築又は売買物件の購入	問合せ先	定住促進課(0565-34-6728)
申請者	定住後、地域活動に参加できる者であることなど	※2と併用して利用することはできません。	

- 農業を始めたい**
空き家情報バンクで空き家を買う方に限り、空き家に付随する農地を取得することができます。
(通常は、農家要件がなければ、農地を取得することができません。)

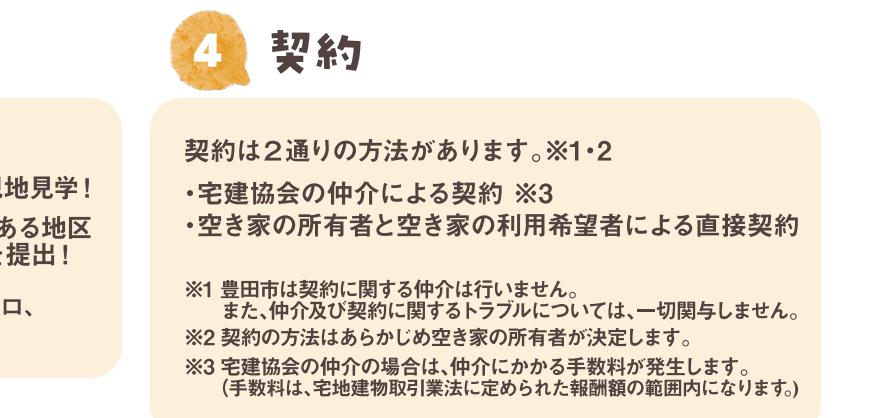
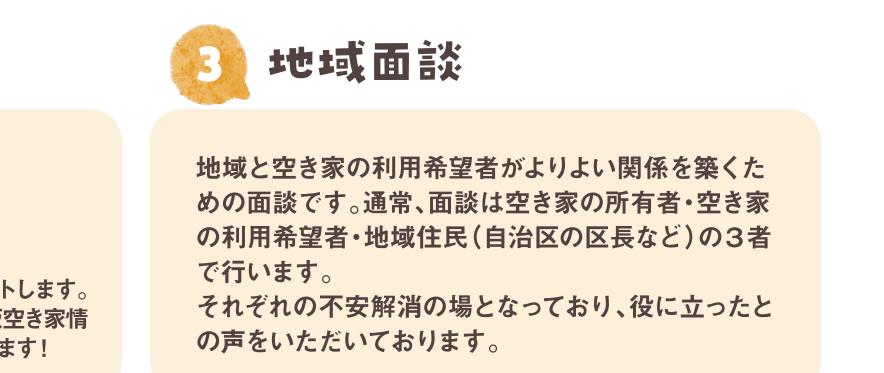
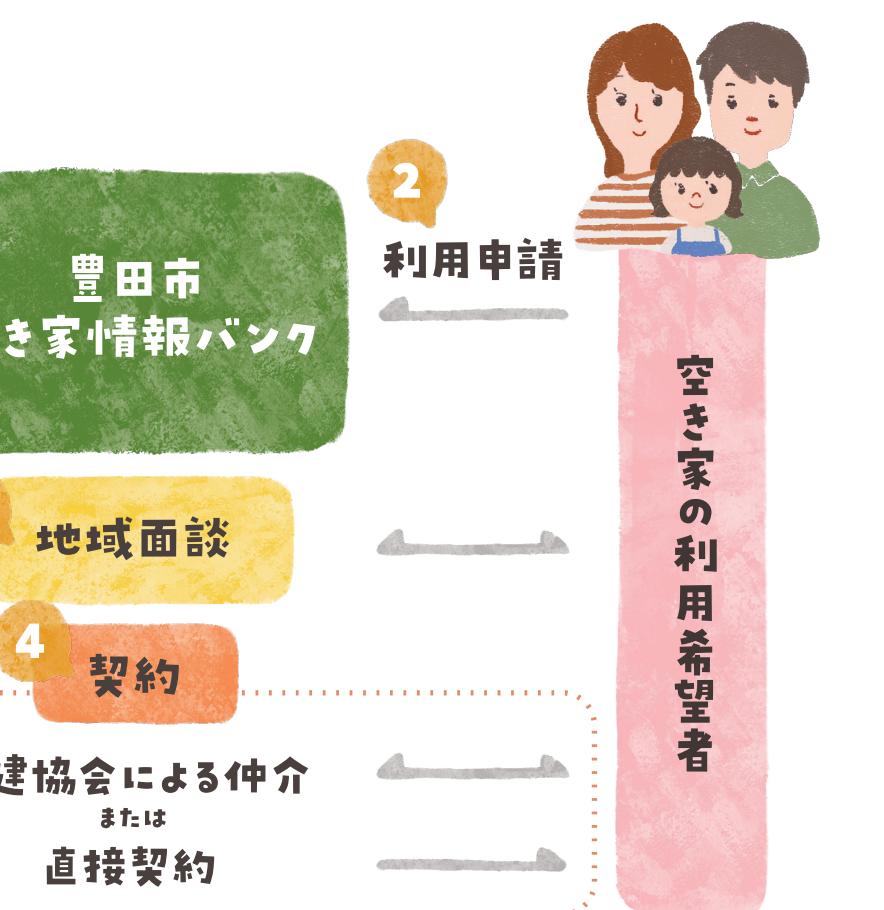
申請者	空き家情報バンクを利用して物件を取得した方
問合せ先	農業委員会事務局(0565-34-6639)

- 空き家を事業活用したい**
空き家情報バンクの物件を活用して事業を始める方に対して、豊田市などの関係機関が連携して、事業相談から事業実施に係る包括的な支援を行います。

制度名	山村地域等空き家活用支援事業
対象	空き家情報バンクの物件を活用して事業を始める方
その他	事業資金を豊田信用金庫において融資を受けた場合に限り、その利子分を全額補助する制度もございます。
問合せ先	地域支援課(0565-34-6629)または各支所

- お問い合わせ 豊田市役所**
- | | |
|-----------------|--------------|
| ● 地域支援課 | 0565-34-6629 |
| ● 猿投支所 | 0565-45-1214 |
| ● 旭支所 | 0565-68-2211 |
| ● 足助支所 | 0565-62-0601 |
| ● 稲武支所 | 0565-82-2511 |
| ● 小原支所 | 0565-65-2001 |
| ● 下山支所 | 0565-90-2111 |
| ● 猿投支所 | 0565-45-1214 |
| ● 高橋支所 | 0565-80-0077 |
| ● 藤岡支所 | 0565-76-2102 |
| ● 松平支所 | 0565-58-0001 |
| ● おいでん・さんそんセンター | 0565-77-4203 |

豊田市空き家情報バンク運用イメージ



豊田市空き家情報バンクの対象地域



地域の一部が対象となる地区
石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区

全域を対象とした地区
旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区

ホームページ【山村地域移住情報バンク】

空き家情報バンクに登録されている空き家など、移住・定住に関する最新情報を掲載しています。
詳しく知りたい方は、右の二次元バーコードからホームページをCHECK!!



※利用者登録は、豊田市役所地域支援課・各支所の窓口、
あいち電子申請届出システムから申請可能です。

※1 豊田市は契約に関する仲介は行いません。
また、仲介及び契約に関するトラブルについては、一切関与しません。
※2 契約の方法はあらかじめ空き家の所有者が決定します。
※3 宅建協会の仲介の場合は、仲介にかかる手数料が発生します。
(手数料は、宅地建物取引業法に定められた報酬額の範囲内になります。)

Q1. 空き家情報バンクを使えば、誰でも入居できるの?

A1. 地域面談の上、空き家の所有者と地域の方々(自治区の区長など)が入居者を選考しますので、申込みをした人が必ず入居できるとは限りません。

Q2. 空き家の現地見学をしたいがどうすればいい?

A2. 現地見学をしたい空き家がある地区的支所にお問合せください。

移住者

Q&A

所有者

Q1. 空き家の登録をしたいけど、申請書の書き方が分からず?

A1. 申請書の書き方やその他必要書類等について、サポートいたします。空き家のある地区的支所に、お気軽にご相談ください。

Q2. 農地・山林も空き家と一緒に登録できる?

A2. 空き家と一緒に農地や山林も貸したり、売ったりすることができます。農地に関する詳細については、農業委員会事務局にお問い合わせください。

Q3. 古い家だけど大丈夫?

A3. 老朽化してそうな家でも、大規模な改修をして入居される方もいらっしゃいます。空き家の改修費用の一部を豊田市が補助する制度(山村地域等空き家再生事業補助金)もありますので、ぜひご活用下さい。

Q4. 空き家に荷物が残っているけれどどうすればいい?

A4. 空き家の中に荷物が残っている場合、基本的に空き家の所有者が荷物の移動や処分をすることになりますが、物件によっては入居者に処分を任せている場合もあります。空き家の片付け費用の一部を豊田市が補助する制度(空き家情報バンク登録促進事業補助金)もありますので、ぜひご活用ください。

Q5. 空き家にしておくと、家主にとって不利益なことはあるの?

A5. 税金面で不利になることがあります。「空き家等対策の推進に関する特別措置法」において、空き家のまま放置しておくと、住宅用地特例の対象から除外され、固定資産税が上がる可能性があります。

Q6. 空き家情報バンクに登録したい空き家が登録されていません。

A6. 申請時点で登録が行われていなくても登録することはできますが、トラブルを防ぐために登録を行うようにしてください。